

旭川開発建設部オープンカウンター方式実施要領

(総則)

第1条 旭川開発建設部に係る物品等の購入及びOA機器等の借入並びに役務の提供等の契約（工事請負契約及び建設コンサルタント業務等に係るものを除く。）に関するオープンカウンター方式による見積については、別に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

(参加資格)

第2条 原則、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格（以下、「競争参加資格」という。）を有する者であること。

ただし、競争参加資格を有してない者であっても、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合がある。

北海道開発局長から指名停止を受けている期間中の者は見積に参加することができない。

(発注情報の公開等)

第3条 発注情報は次の方法により公開し、見積に関する諸条件は、調達公告、見積説明書、仕様書、設計書及び見本（以下、「仕様書等」という。）により明示する。

(1) 北海道開発局ホームページ 調達公告

<https://www.hkd.mlit.go.jp/as/keiyaku/ho928100000018qx.html>

(2) 調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/>

(3) 旭川開発建設部 契約課に掲示 調達公告

2 仕様書等の交付

(1) 調達ポータルのダウンロード機能により交付する。

ただし、通信障害の場合など、やむを得ない事由により調達ポータルによる交付を受けることが困難な場合は、以下に問い合わせること。

北海道開発局旭川開発建設部 契約課 需品スタッフ

電話 0166-32-2529 内線 3475

(2) ダウンロードの方法は、旭川開発建設部のホームページを参照にすること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/as/keiyaku/ho928100000018qx.html>

※ 電子調達システムを未導入であってもインターネット環境があれば仕様書等のダウンロードを行うことができる。

(3) 仕様書等に関する質問があった場合の回答は、調達ポータルのダウンロード機能で公開するため、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。

(同等品の確認)

第4条 物品の購入の場合は、仕様書等において規格等を例示（規格指定のものを除く。）する。参加者は異なる規格等（例示した規格等と同等以上）で見積を行う場合は、調達公告に定める期間までに同等品確認書を契約課需品スタッフに電子メール又は持参により提出して確認を受けることとし、確認を受けていない規格外の物品の納入は認めない。

2 電子メールによる提出を行う場合

(1) ファイル形式は、以下のいずれかの形式によることとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないこと。

- ・一太郎 Pro5 形式以下
- ・Word2016 形式以下
- ・Excel2016 形式以下
- ・PDF 形式
- ・JPEG 形式
- ・GIF 形式

(2) ファイルが複数となる場合は、圧縮により1ファイルにすること。なお、ファイルの圧縮を行う場合は、以下のいずれかの形式によることとし、自己解凍方式にはしないこと。

- ・LZH 方式
- ・ZIP 方式

(3) ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、提出前にあらかじめウイルスチェックを行うこと。

3 電子メールの提出先

電子メールアドレス：hkd-as-open@gxb.mlit.go.jp

(仕様書等に関する質問)

第5条 調達公告に定める期間内に質問シートを契約課需品スタッフに電子メール又は持参により提出すること。回答書は、調達ポータルダウンロード機能で公開する。なお、調達ポータル以外の方法で仕様書等の交付を受けた者については、その他の方法で送付する。

2 電子メールによる提出を行う場合のファイル形式

第4条2(1)～(3)に同じ。

3 電子メールの提出先

第4条3に同じ。

(見積書の提出)

第6条 オープンカウンター方式による見積に参加する者は、本実施要領及び仕様書等を熟読の上、調達公告に記載されている見積書提出期間内（見積書提出日必着）に契約課需品スタッフに設置している入札箱に見積書を投函し提出すること。

- 2 郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）による見積書の提出も認める。
- 3 参加者は、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- 4 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
- 5 「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先が記載されている見積書については押印を省略することができる。開札時に契約担当者から担当者に在籍確認の連絡を行う。

（公正な見積の確保）

- 第7条 オープンカウンター方式による見積に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
 - 3 参加者は、開札前に他の参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

（開札の取り止め等）

- 第8条 参加者が公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、開札を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を開札に参加させず、又は開札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（見積の無効）

- 第9条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。
- （1）競争参加資格を有しない者の見積（ただし、過去の実績等で十分な履行能力を証明できる者で参加を認められた者を除く。）
 - （2）金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項について、記載等のない見積又は不明瞭な見積
 - （3）同一人の見積で金額の異なる2通以上の見積
 - （4）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積
 - （5）金額を訂正した見積
 - （6）定められた提出期限までに到達しなかった見積
 - （7）仕様書のダウンロードを行っていない者の見積
 - （8）物品等の購入に当たり、同等品以上での見積について承認を得ず提出した見積
 - （9）前各号のほか見積の条件に違反した見積

（開札）

- 第10条 開札は、調達公告に記載した日時において非公開で行う。

(再度見積)

第11条 契約担当官は、開札をした場合において提出された見積のうち、予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、全ての見積参加者に対して、再度の見積を依頼し、指定した日時に見積り合わせを行う。

(決定者)

第12条 有効な見積を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積金額で、最低の見積を行った者を決定者とする。

2 開札をした場合において、決定となるべき金額をもって見積書を提出した者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(契約の締結)

第13条 決定者は、契約書又は請書を作成する場合においては、決定の日から7日以内(以下、「作成期間」という。)に契約担当官等とともに契約書を作成し、又は請書を契約担当官等に提出して、契約を締結しなければならない。ただし、正当な理由により作成期間内に契約を締結することができないと認めるときは、決定後、ただちに、その理由を契約担当官等に通知し、作成期間の延長を求めなければならない。新作成期間は契約担当官等が定める。

(契約の変更)

第14条 発注者は、必要がある場合は受注者との協議により契約の変更をすることができる。契約金額の変更は、見積り合わせを行い、予定価格の制限の範囲内の価格をもって変更契約金額とする。

(開札結果の公表)

第15条 開札結果については、契約の相手方(以下、「受注者」という。)を決定した翌日から契約課需品スタッフにて閲覧することができる。

(違約金)

第16条 受注者は、仕様書等に定める条件に違反し発注者から契約を解除された場合、正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は履行する見込みがなく発注者から契約を解除された場合、正当な理由がなく契約の解除を申入れ発注者から契約を解除された場合は、契約金額の10/100に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について)

第17条 契約の履行に当たり、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(その他)

第18条 次の各号について留意すること。

- (1) この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書等、契約書案又は請書案及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- (3) 契約の相手方を決定するために、見積者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 発注者の都合により、見積合わせを取り止めることがある。
- (6) 契約保証金については、これを免除する。
- (7) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、契約を履行しない場合等、不正又は不誠実な行為をした場合においては、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。